

別表1 第2次配分までの対象者の第3次配分  
(1) 人的被害及び住家被害

区分	配分対象		配分額				その他の見舞金等	備考	
			第1次配分額	第2次配分額	第3次配分額	配分合計額			
人的被害	死亡者	災害弔慰金又は災害見舞金の支給対象者			500万円		500万円	○災害弔慰金 国500万円・250万円 ○災害見舞金 (災害弔慰金対象外) 市50万円	
	重傷者	災害見舞金の支給対象者 (1か月以上の治療を要する方)	入院		100万円		100万円	○災害見舞金 市10万円	
住家被害	住家全壊	り災害台帳の被災区分の認定が「住家・全壊」の世帯 ※大規模半壊又は半壊の持家を解体・撤去した場合を含む。	持家	住家の再建(建設、購入又は補修)を行った世帯		500万円	1,010万円	○災害見舞金 市30万円+県30万円 ○被災者生活再建支援金 国100~300万円	第2次配分額と同額を配分する。 修復費用の9割を配分し、500万円を限度とする。 実費額を配分し、一般的な費用の100万円を限度とする。 実費額を配分し、一般的な費用の50万円を限度とする。 土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。
				加算① 住家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った世帯		限度 500万円			
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、住家の再建に当たり外壁構造等の強化を行った世帯		限度 100万円			
				待受擁壁設置					
				外壁補強		限度 50万円			
				加算③ 被災した住家が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該住家の敷地以外の土地の購入等により再建(建設又は購入)を行った世帯		土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額(165㎡分まで)の1/2			
	上記以外の世帯			510万円					
	借家			200万円	210万円				
	大規模半壊	り災害台帳の被災区分の認定が「住家・大規模半壊」の世帯	持家	住家の再建(建設、購入又は補修)を行った世帯		375万円	760万円	○災害見舞金 市20万円+県10万円 ○被災者生活再建支援金 国100~250万円	第2次配分額と同額を配分する。 修復費用の9割を配分し、500万円を限度とする。 実費額を配分し、一般的な費用の100万円を限度とする。 実費額を配分し、一般的な費用の50万円を限度とする。 土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。
				加算① 住家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った世帯		限度 500万円			
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、住家の再建に当たり外壁構造等の強化を行った世帯		限度 100万円			
				待受擁壁設置					
外壁補強				限度 50万円					
加算③ 被災した住家が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該住家の敷地以外の土地の購入等により再建(建設又は購入)を行った世帯				土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額(165㎡分まで)の1/2					
上記以外の世帯			385万円						
借家			150万円	160万円					
住家半壊	り災害台帳の被災区分の認定が「住家・半壊」の世帯	持家	住家の再建(建設、購入又は補修)を行った世帯		250万円	510万円	○災害見舞金 市10万円+県10万円	第2次配分額と同額を配分する。 修復費用の9割を配分し、500万円を限度とする。 実費額を配分し、一般的な費用の100万円を限度とする。 実費額を配分し、一般的な費用の50万円を限度とする。 土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。	
			加算① 住家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った世帯		限度 500万円				
			加算② 土砂災害特別警戒区域内において、住家の再建に当たり外壁構造等の強化を行った世帯		限度 100万円				
			待受擁壁設置						
			外壁補強		限度 50万円				
			加算③ 被災した住家が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該住家の敷地以外の土地の購入等により再建(建設又は購入)を行った世帯		土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額(165㎡分まで)の1/2				
上記以外の世帯			260万円						
借家			100万円	110万円					
床上浸水	り災害台帳の被災区分の認定が「住家・床上浸水」の世帯		10万円	50万円		60万円	○災害見舞金 市5万円		
一部破損	り災害台帳の被災区分の認定が「住家・一部破損」の世帯 ※床上浸水(土砂流入)と同等の被害と個別に判断したものに限る。		10万円	25万円		35万円	なし		
床下浸水(土砂流入)	り災害台帳の被災区分の認定が「住家・床下浸水(土砂流入)」の世帯、及びこれと同等の被害と個別に判断したものの		10万円	10万円		20万円	なし		

(2) その他被害

区分	配分対象	配分額			公的支援等	備考			
		第2次配分額	第3次配分額	配分合計額					
その他被害	1 住家以外の建物・物件被害等	① 店舗、事業所等の事業用建物	床下浸水（土砂流入）以上の被害を受けた、店舗、事業所等の事業用建物の営業者（個人又は法人）又は貸家・貸店舗等の所有者（個人又は法人）		10万円		10万円	○支援融資等	
			全壊	自己所有の事業用建物、貸家・貸店舗等の再建（建設、購入又は補修）を行った者	250万円	250万円	500万円	○支援融資等	第2次配分額と同額を配分する。
				加算① 建物の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度 250万円	修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。		
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者		待受擁壁設置	限度 50万円		実費額を配分し、50万円を限度とする。
						外壁補強	限度 25万円		実費額を配分し、25万円を限度とする。
				加算③ 被災した建物が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該建物の敷地以外の土地の購入等により再建（建設又は購入）を行った者		土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額（165㎡分まで）の1/4			土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。
			上記以外の者		250万円				
			大規模半壊	自己所有の事業用建物、貸家・貸店舗等の再建（建設、購入又は補修）を行った者	187.5万円	187.5万円	375万円	○支援融資等	第2次配分額と同額を配分する。
				加算① 建物の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度 250万円	修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。		
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者		待受擁壁設置	限度 50万円		実費額を配分し、50万円を限度とする。
						外壁補強	限度 25万円		実費額を配分し、25万円を限度とする。
				加算③ 被災した建物が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該建物の敷地以外の土地の購入等により再建（建設又は購入）を行った者		土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額（165㎡分まで）の1/4			土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。
			上記以外の者		187.5万円				
			半壊	自己所有の事業用建物、貸家・貸店舗等の再建（建設、購入又は補修）を行った者	125万円	125万円	250万円	○支援融資等	第2次配分額と同額を配分する。
				加算① 建物の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度 250万円	修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。		
加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者	待受擁壁設置	限度 50万円		実費額を配分し、50万円を限度とする。					
	外壁補強	限度 25万円		実費額を配分し、25万円を限度とする。					
加算③ 被災した建物が土砂災害特別警戒区域内にあって、当該建物の敷地以外の土地の購入等により再建（建設又は購入）を行った者	土砂災害特別警戒区域指定による地価下落相当額（165㎡分まで）の1/4			土砂災害特別警戒区域指定の予定地も対象とする。					
上記以外の者		125万円							
床上浸水		25万円	25万円						
③ 農地、駐車場等の事業用地	土砂流入の被害を受けた駐車場等の事業用地の営業者等（個人又は法人）	10万円		10万円	○農地の災害復旧事業等	従前は「営業者等」としていたものを「耕作者等」に改め、営業者（出荷農家）以外も対象とする。			
	土砂流入の被害を受けた農地の耕作者等（個人又は法人）	10万円	対象拡大分 10万円	10万円					

区分	配分対象	配分額			公的支援等	備考							
		第2次配分額	第3次配分額	配分合計額									
その他被害	④ 空き家（居住用に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転勤等の事情で一時的に住所を異動し不在であった空き家又は※これに相当する空き家の所有者で、床下浸水（土砂流入）以上の被害を受けた者 ※ 「これに相当する空き家の所有者」とは、「入居前に災害が発生し入居ができず住民票を異動していない空き家の所有者」等をいう。</li> <li>・ 半壊以上の被害を受けた者であって、解体・撤去及び再建、又は補修を行った空き家の所有者</li> </ul>	全壊	空き家の再建（建設、購入又は補修）を行った者	250万円	250万円	500万円	公的支援等	備考				
			加算① 空き家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者	限度		250万円	第2次配分額と同額を配分する。 <u>修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。</u> 実費額を配分し、50万円を限度とする。 実費額を配分し、25万円を限度とする。						
				加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者		待受擁壁設置				限度	50万円		
			外壁補強			限度				25万円			
			上記以外の者							250万円			
			大規模半壊	空き家の再建（建設、購入又は補修）を行った者	187.5万円	187.5万円				375万円	第2次配分額と同額を配分する。 <u>修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。</u> 実費額を配分し、50万円を限度とする。 実費額を配分し、25万円を限度とする。		
				加算① 空き家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度				250万円			
						加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者				待受擁壁設置		限度	50万円
				外壁補強						限度		25万円	
			上記以外の者							187.5万円			
			半壊	空き家の再建（建設、購入又は補修）を行った者	125万円	125万円				250万円		第2次配分額と同額を配分する。 <u>修復費用の9割を配分し、250万円を限度とする。</u> 実費額を配分し、50万円を限度とする。 実費額を配分し、25万円を限度とする。	
				加算① 空き家の宅盤に著しい被害を受け修復を行った者		限度				250万円			
						加算② 土砂災害特別警戒区域内において、建物の再建に当たり外壁構造等の強化を行った者				待受擁壁設置			限度
				外壁補強						限度			25万円
上記以外の者				125万円									
床上浸水		25万円		25万円									
一部破損		10万円		10万円									
床下浸水（土砂流入）		10万円		10万円									
2 公的支援の対象となり得るものの自費負担等	① 自力仮住宅確保世帯への家賃等負担加算	住家が被災し、自力で仮住宅を確保し家賃等を負担している世帯	30万円	30万円	60万円	○市による仮住宅確保 ○義援金 住家全壊500万円～床下浸水（土砂流入）10万円	第2次配分は平成26年10月30日時点で、第3次配分は平成27年3月1日時点で、民間住宅に自己負担で入居している世帯に限る。						
	② 自費で建物を解体・撤去した者への自費解体・撤去加算	半壊以上の被害を受けた建物を自費で解体・撤去した者	限度 100万円	対象拡大分 限度 100万円	限度 100万円	○市による解体・撤去 ○被災者生活再建支援金 ○義援金 住家全壊 500万円 店舗、事業所等の事業用建物全壊 250万円等	○ 実費額を配分し、100万円を限度とする。 ○ 従前は「住家」としていたものを「建物」に改め、店舗、事業所等の事業用建物及び貸家・貸店舗等（中小企業に限る。）又は空き家（居住用に限る。）も対象とする。						
3 住家被害がない場合のその他の被害	① 周辺被害のため居住できなかった世帯	指定の区域内において、住家に被害がなく、第1次配分の対象になっていない世帯	10万円		10万円		指定の区域は、平成26年9月2日12時現在の避難勧告区域とする。						
	② 宅地への土砂流入	宅地に土砂が流入し、納屋、外構、車庫等に被害を受けたが、住家に被害がなく、第1次配分の対象になっていない世帯	10万円		10万円								
	③ 住家敷地の崩壊・流失	住家の被害がなく、第1次配分の対象になっていないが、敷地の擁壁等の崩壊により、崩壊・流失した宅地を補修した者	25万円		25万円								

注1 被害を受けた建物や用地が複数の場合でも、各配分対象者につき、1配分とする。

2 人的被害以外の配分対象者が他の配分対象に該当する場合、加算の場合を除き、重複して配分しない。ただし、「住家被害」の配分対象者が「住家以外の建物・物件被害等」の配分対象（空き家を除く。）に該当する場合、重複配分を可とする。